

電気通信事業法第12条の2第4項第2号の規定による  
特定電気通信設備の指定について

(諮問第3087号)

< 目 次 >

- 1 答申書（案） . . . . . 1
- 2 〔資料 7 5 - 2 - 1〕 改正概要 . . . . . 2
- 3 〔資料 7 5 - 2 - 2〕 新旧対照表 . . . . . 9

(案)

情 郵 審 第 \* \* 号

平成28年11月18日

総 務 大 臣  
山 本 早 苗 あて

情報通信行政・郵政行政審議会

会 長 多 賀 谷 一 照

印

答 申 書

平成28年9月27日付け諮問第3087号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

本件、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号の規定による特定電気通信設備の指定に関する告示の改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。

電気通信事業法第12条の2第4項第2号の規定による  
特定電気通信設備の指定について

平成28年11月18日  
総務省  
総合通信基盤局

## 諮問の概要

- 電気通信事業法では、**第一種<sup>※1</sup>、第二種<sup>※2</sup>指定設備設置者**又は**そのグループ会社**が、**グループ外の「特定電気通信設備」の設置者と合併等を行う場合に、電気通信事業の登録の更新が必要**とされている(第12条の2)。

※1 固定通信市場において、アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者：NTT東西

※2 移動通信市場において、端末シェアが10%を超える電気通信事業者：NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク

- **本件は**、平成27年度末の数値を用いて行った固定通信の加入者回線シェア及び移動通信の端末シェアの再計算の結果を踏まえ、**特定電気通信設備の指定告示の改正を行うもの。**

## 意見募集の結果の概要

- **指定告示の改正案について、9月28日から10月27日までの間、意見募集を実施したところ、意見の提出は1件もなかった。**

## 以下、参考資料

(平成28年9月27日開催の当部会に諮問した際の説明資料)

## 制度の概要

※1 固定通信市場において、アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者：NTT東西

※2 移動通信市場において、端末シェアが10%を超える電気通信事業者：NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク

※3 自己の「親会社」「子会社」「兄弟会社」「その他政令で定める特殊の関係にある法人」(法第12条の2第4項、令第1条、規則第4条の2の2)

- 一種※1・二種指定設備設置者※2又はその特定関係法人※3(グループ会社)が、グループ外の大規模事業者(特定電気通信設備の設置者)と合併や株式取得等を行った場合、その一種・二種指定設備設置者に対し、電気通信事業の登録の更新を義務付ける。(法第12条の2) (平成27年電気通信事業法改正により新設。平成28年5月21日施行)

一種・二種指定設備設置者又はその特定関係法人(グループ会社)が、

合併・分割  
事業譲渡  
株式取得

等により、グループ外の大規模事業者(特定電気通信設備を設置する者)を吸収等する場合※

3か月以内

一種・二種指定設備設置者による

更新申請

総務省の審査

- ・経理的基礎
- ・体制の整備
- ・電気通信の健全な発達

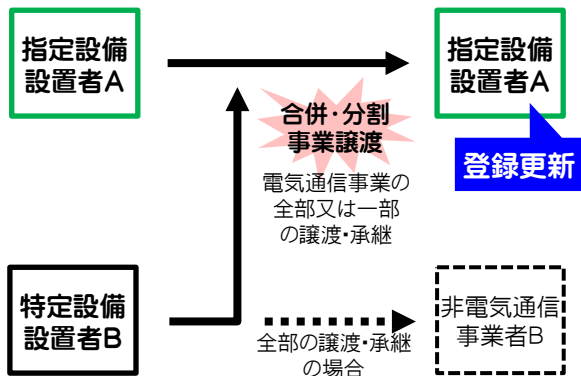
- ・登録の更新
- ・条件の付与
- ・更新拒否

※ 新たに一種・二種指定設備設置者となる場合も、登録の更新義務が発生

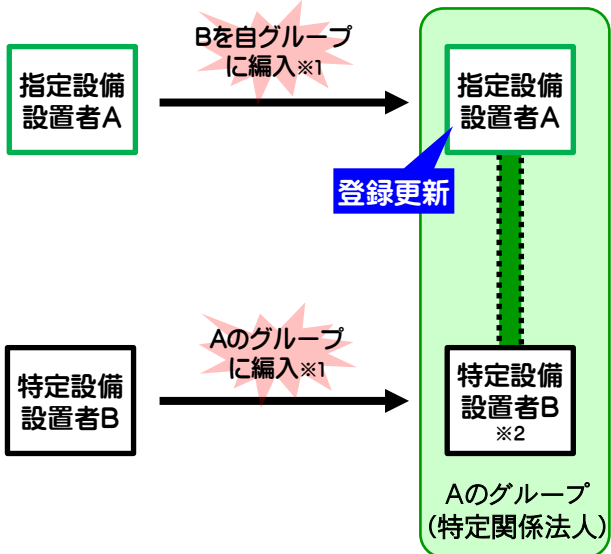
# 登録の更新が必要となる主な事例 (イメージ)

(すでに同一グループ内にある会社の合併、分割、事業譲渡や株式取得は、登録の更新の対象外)

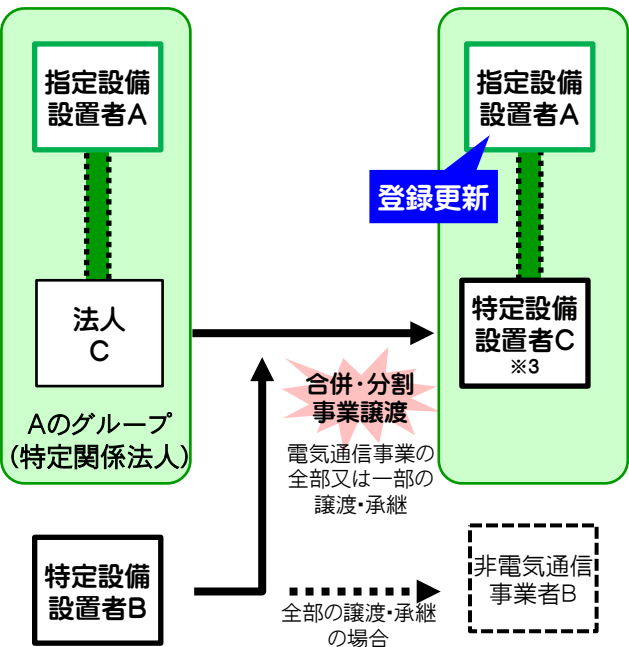
## ケース① 指定設備設置者による合併等 (吸収合併等)



## ケース② 指定設備設置者による株式取得に伴うもの



## ケース③ 指定設備設置者のグループ会社による合併等



※1 株式取得による子会社化等

※2 特定設備設置者Bが指定設備設置者の場合は、Bも登録更新の対象

※3 特定設備設置者Cが指定設備設置者となる場合は、Cも登録更新の対象

指定設備設置者 (上記A)	固定系(一種指定設備設置者)・・・加入者回線シェアが50%を超える電気通信事業者 (NTT東日本、NTT西日本(2社)) 移動系(二種指定設備設置者)・・・端末シェアが10%を超える電気通信事業者 (NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク(4社))
特定設備設置者 (上記B)	固定系・・・ ①一種指定設備設置者(2社)、 ②加入者回線シェアが10%を超える電気通信事業者(7社) 移動系・・・ ③二種指定設備設置者(4社)、 ④端末シェアが3%を超える電気通信事業者(1社)

## (1) 固定通信

一種指定設備に加えて、以下を「特定電気通信設備」として指定

### 指定基準

- 電気通信事業法施行規則(第4条の3第1項)

地理的区域	閾値
都道府県	加入者回線シェア:10%超

### 指定対象 (7社)

- 平成28年総務省告示第104号

単位指定区域	電気通信事業者
愛知県	①中部テレコミュニケーション
滋賀県	②ケイ・オプティコム
京都府	②ケイ・オプティコム
大阪府	③ジェイコムウエスト
	②ケイ・オプティコム
兵庫県	②ケイ・オプティコム
	③ジェイコムウエスト

単位指定区域	電気通信事業者
奈良県	④近鉄ケーブルネットワーク
	②ケイ・オプティコム
和歌山県	②ケイ・オプティコム
徳島県	⑤STNet
香川県	⑤STNet
福岡県	⑥ジェイコム九州
沖縄県	⑦沖縄通信ネットワーク

## (2) 移動通信

二種指定設備に加えて、以下を「特定電気通信設備」として指定

### 指定基準

- 電気通信事業法施行規則(第4条の4第2項)

地理的区域	閾値
業務区域	端末シェア:3%超

### 指定対象 (1社)

- 平成28年総務省告示第105号  
ワイヤレスシティプランニング(WCP)



## (1) 固定通信 (7社)

委員限り

単位指定区域	電気通信事業者
岐阜県	①中部テレコミュニケーション
愛知県	①中部テレコミュニケーション
滋賀県	②ケイ・オプティコム
京都府	②ケイ・オプティコム
大阪府	③ジェイコムウエスト
	②ケイ・オプティコム
兵庫県	②ケイ・オプティコム
	③ジェイコムウエスト
奈良県	④近鉄ケーブルネットワーク
	②ケイ・オプティコム
和歌山県	②ケイ・オプティコム
徳島県	⑤STNet
香川県	⑤STNet
福岡県	⑥ジェイコム九州
沖縄県	⑦沖縄通信ネットワーク

← 閾値を超えたため、新たに指定

← 閾値以下となったため、指定を解除

## (2) 移動通信 (1社→2社)

委員限り

電気通信事業者
①UQコミュニケーションズ(UQ)
②Wireless City Planning(WCP)

← 閾値を超えたため、新たに指定

○ 平成二十八年総務省告示第四百号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの 一、十（略） 別表</p>			
単位指定区域	電気通信事業者	単位指定区域	電気通信事業者
岐阜県	中部テレコミュニケーション株式会社	（新設）	（新設）
愛知県	中部テレコミュニケーション株式会社	愛知県	中部テレコミュニケーション株式会社
（略）	（略）	（略）	（略）
和歌山県	株式会社ケイ・オペティコム	和歌山県	株式会社ケイ・オペティコム
香川県	株式会社STNet	徳島県	株式会社STNet
（略）	（略）	香川県	株式会社STNet
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 平成二十八年総務省告示第百五号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ニの電気通信設備を指定する件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>UQコミュニケ—ションズ株式会社及びWireless City Planning株式会社が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備 一〇六（略）</p>	<p>Wireless City Planning株式会社が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備 一〇六（略）</p>